

ごみの出し方講座

「ペットボトル」

ペットボトルには、通常「ペットボトルの識別表示マーク※」がついているよ。周防大島町では、このマークがついた飲物や醤油などのペットボトルを「ペットボトル」に分別しているよ。といっても、そのまま出したらダメだよ。キャップをとって、ラベルをはがして、水洗いしてね。キャップは「容器包装プラスチック（容プラ）」、ラベルは「可燃ごみ」に分別してね。

「ペットボトル」には、リサイクルのきまりがあって、塗料やテープなどがついていたり、切られていたりするとペットボトルとしてのリサイクルに回せなくなるよ。だから、ペットボトル本体に油性インクで字を書いたりしないでね（書く場合はラベルに書いてね）。それから、本体に貼られたテープやシールは必ずはがしてね。切ったりして加工したもの（例えば学校の工作に使ったもの）は、「その他プラスチック（他プラ）」に分別してね。

「空カン」はつぶさないで出すことになっているけど、「ペットボトル」はつぶしてもかまわないよ。

町指定の「ペットボトル収集袋」（赤色ネット袋）に入れて出してね。この袋は繰り返し使えるから、必ず名前を書いて、大切に使ってね。



PET

※ペットボトルの識別表示マーク



「みかんちゃん」は、周防大島町の3R推進マスコットキャラクターです。

今回のポイント！

- ペットボトル本体に塗料やテープ、シールなどがついていたらダメ。
- 切って加工したペットボトルは「他プラ」に分別。
- ペットボトルのキャップは「容プラ」、ラベルは「可燃ごみ」に分別。
- 「ペットボトル」は、つぶしてもOK。
- 名前が書かれた町指定の「ペットボトル収集袋」に入れて出す。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1012

やくば窓口通!信

こんなときどうするの？どうなるの？⑥

住所が変わった、子どもが生まれた、介護のサービスが受けたい、水道を使いたい、防災のことが知りたい…この手続きは役場かしら？何を持って行ったらいい？…迷うことがありますね。

【ご質問】町の情報をまとめた物はありませんか？

【お答え】この秋、各ご家庭に「周防大島町暮らしの便利帳」をお届けしました。

この冊子は、役場窓口での各種手続きのほか、防災の情報、医療保険や介護保険の制度の説明、子育て情報など様々な行政情報を網羅しています。また、町の歴史や文化、観光地や特産品といった地域情報と医療機関などの生活情報を掲載し、暮らしに役立つ一冊になっています。目の届く場所に置いてぜひご活用ください。



■問い合わせ 久賀総合支所 (79) 1000
大島総合支所 (74) 1001
東和総合支所 (78) 1110
橘総合支所 (77) 5500